

給与所得者異動届出書の記載に関する Q&A

Q1 1月に給与支払報告書を提出した際、特別徴収で報告していた従業員が、3月に退職してしまいました。6月からの特別徴収ができなくなったのですが、何か届け出が必要ですか？

A1 給与支払報告書を特別徴収で提出した後、従業員が退職等で給与の支払いを受けなくなった場合は、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」に必要事項をご記入のうえ、市役所までご提出ください。（記入例は下図を参照してください。）

お届けがないと、市役所ではその方が退職されたことがわからないため、5月にお送りする通知書に退職された従業員が含まれてしまいます。なお、市役所の受付印を押した「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」の控えの返送を希望される方は、有効な切手を貼った返信用封筒を同封してください。

記入例

注意事項等		受付印		市民税 県民税		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
7		彦根市長 令和7年3月20日		提出		〒 522-8501 彦根市元町○番△号 ひこにゃん商事		担当 氏名 彦根 太郎 内線 0749-22-1411 204		人事課 8年度 特別徴収指定番号 1234567 7年度 特別徴収指定番号 1234567	
フリガナ		ヒコネ ジロウ		新		(ア) 徴収済税額 (イ) 未徴収税額 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日		異動の事由	
氏名		彦根 次郎		姓		例) 11月10日納期限分の場合→10月分		異動年月日		異動の事由	
生年月日		昭和32年9月8日		特別徴収税額 (年税額)		月分 月分 月分		異動年月日		異動の事由	
個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		特別徴収税額 (年税額)		月分 月分 月分		異動年月日		異動の事由	
1月1日現在		彦根市○町△番		特別徴収税額 (年税額)		月分 月分 月分		異動年月日		異動の事由	
異動後				特別徴収税額 (年税額)		月分 月分 月分		異動年月日		異動の事由	
①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）											
所在地		〒		特別徴収指定番号		氏名		担当者		新しい勤務先へは、 月割額 円を 月分 (毎月10日納期限) から徴収し、納入するようご依頼します。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
フリガナ				法人番号		氏名		担当者		受給番号 納入書の票否	
②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）											
該当する項目に○をしてください。		1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。		徴収予定額 (ウ)と(イ)の差額を金額に記入		円		左記の一括徴収した税額は、		月分 (翌月10日納期限) で納入します。	
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。											
③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）											
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		1 異動年月日が8月1日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。									
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。											
3 死亡による退職のため。											
市町村処理欄											
A		B		C		D		E		F	
G		H		I		J		K		L	

Q2 令和7年2月に入社した従業員の市・県民税も6月から特別徴収したいのですが、どうすればよいですか？

A2 給与支払報告書提出後に普通徴収から特別徴収に切り替える場合は、市役所までお電話ください。または彦根市ホームページ(申請書ダウンロード - 市県民税関係 - 「市県民税特別徴収切替届出書」)に掲載している特別徴収切替届出書をご提出ください。

お電話では以下の内容をお尋ねします。彦根市役所税務課市民税係(直通電話 0749-30-6140)

- ① 特別徴収に切り替える従業員の氏名・住所・生年月日
- ② 事業所の特別徴収指定番号
- ③ 特別徴収の開始月(特別徴収の給与事務が間に合う月)

ただし、令和6年中の所得がない場合は、令和7年度の市民税・県民税が課税されないため、特別徴収に切り替えることができません。

また、普通徴収(個人納付)の納期限が過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができないため、ご本人に納付していただくこととなります。

Q3 5月に特別徴収税額の決定通知書が届きましたが、従業員が4月に退職したため、6月からの特別徴収ができなくなりました。どうしたらよいですか？

A3 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、早急に市役所までご提出ください。(記入例は下図を参照してください。)

なお、退職等のため配布できない従業員あての通知書(青色)については、異動届出書に添えてご返送ください。

記入例

注意事項等

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

受付印

7

彦根市長
令和7年4月22日
提出

市民税
県民税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

彦根市元町○番△号
ひこにゃん商事

彦根 次郎
昭和32年8月8日
彦根市○○町△番

233,300
233,300

令和7年4月10日

普通徴収(本人が納付する)

特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

特別徴収継続の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

市町村処理欄

A B C D E F G H I J K L

A4 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。（記入例は下図を参照してください。） なお、残りの税額は、退職された従業員あてに納税通知書が送付され、直接納税していただくこととなりますので、退職時に納税者へご説明いただきますようお願いいたします。

.....
 注意事项等

[illegible]

Q5 従業員が12月末で関連会社に転籍します。12月までは特別徴収しましたが、1月からは新しい給与支払者での特別徴収となります。その場合の手続きはどうなりますか？

A5 新たな勤務先において、引き続き特別徴収の継続をされる場合は、必ず事前に新たな勤務先の給与事務担当者に月割額等を連絡したうえで、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。（記入例は下図を参照してください。）

記入例(転勤の場合)

注意事項等	1 本表は、給与所得者が、給与支払者から給与を受け取る際に、給与支払者に提出し、給与支払者が、給与支払者の住所を管轄する市町村に提出することになります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。	2 給与所得者が、給与支払者から給与を受け取る際に、給与支払者に提出し、給与支払者が、給与支払者の住所を管轄する市町村に提出することになります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。	3 給与所得者が、給与支払者から給与を受け取る際に、給与支払者に提出し、給与支払者が、給与支払者の住所を管轄する市町村に提出することになります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。		
受付印	市民税 県民税	給与支払報告 特別徴収	に係る給与所得者異動届出書		
整理番号	7	彦根市長 令和8年1月10日 提出	彦根市元町○番△号 ひこにゃん商事		
給与所得者	フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 1月1日現在 異動後	ヒコネ ジロウ 彦根 次郎 昭和32年9月8日 彦根市○○町△△番 233,300 円	(ア) 特別徴収税額 (イ) 徴収済税額 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分 12 月分 1 月分 5 月分 97,000 円		
異動の事由	2 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法	① 特別徴収継続		
①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）					
新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 フリガナ 名称	彦根市○△町□番○号 ヒコニャンウンソウ 株式会社 ひこにゃん運送	特別徴収指定番号 7777777 氏名 彦根 花子 電話 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		
②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）					
該当する項目に○をしてください。					
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申し出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。					
③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）					
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。					
1 異動年月日が8月1日～12月31日でかつ本人からの申し出がないため。 2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。					
旧特別徴収義務者					
6 年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	入力者 点 検		
7 年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	入力者 点 検		
市町村処理欄					
A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

A6 10月以降の税額については、給与または退職手当等を支払われる際に一括して徴収していただき、他の在職者の月割額と合計して納入してください。「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」には、一括徴収した税額を何月分で納入するか等必要事項を記入のうえ、市役所までご提出ください。（記入例は下図を参照してください。）

[illegible]

外国人の従業員が退職・帰国(出国)する場合、住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いたしますようお願いいたします。なお、日本人と外国人で手続の方法等が異なるものではありません。

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。
(※)1～5 月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住している方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。